

安心して医療を受けられる 制度をめざして

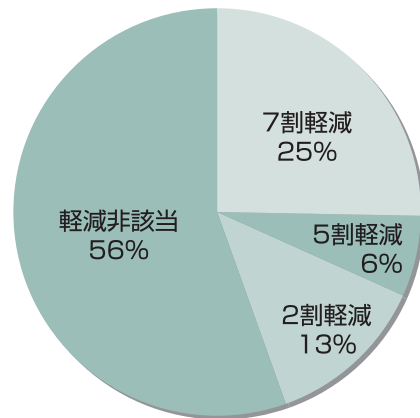
平成24年度の一人当たり保険料は85,931円

富士見町では、その年の収支推計により毎年度保険料率の改正を行っています。

平成24年度は、加入者4,200人、収納率96%、保険料の軽減措置等を考慮して保険料必要額3億4,656万円を見込み、一人当たりの保険料は85,931円（8,971円、11.66%の増）をお願いすることとなりました。

また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額を7割、5割、2割に軽減する措置がされます。

軽減措置の状況



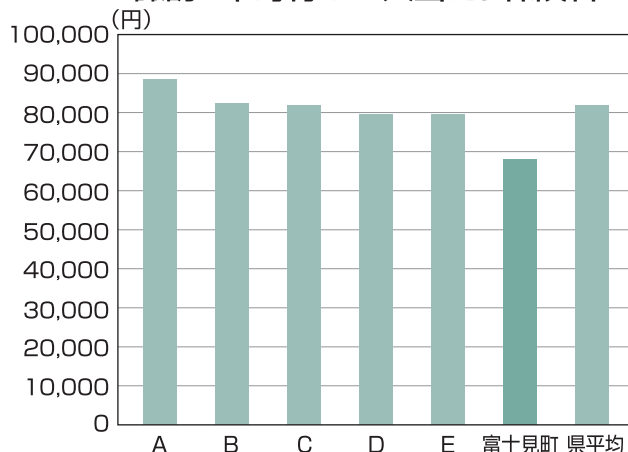
県下でも低い保険料

平成22年度実績の富士見町の一人当たりの保険料は諏訪6市町村の中では最も低い68,091円でした。平成23年度も諏訪6市町村では最も低く、この傾向が続くと予想されています。

しかし、一人当たりの医療費は255,665円で、隣接する茅野市、原村とほぼ同額でした。

また、一般会計からの繰入れによる補てん等についてのご意見やご要望がありますが、一般会計は町民の皆さんの町民税や固定資産税などを財源にしており、一般会計からの繰入れは国保加入者以外の負担も増えてしまうことから見合わせます。

H22. 諏訪6市町村の一人当たり保険料



納入通知書を7月13日に発送します

町では、平成24年度国民健康保険料の納入通知書を7月13日に発送します。

保険料は、4月から6月まで暫定賦課分を納めていただいております。確定により残りの分を7月から平成25年3月まで9期に分けて納めていただきます。（年金天引きの場合は年6回で納付）

健康増進に努め、医療費を減らし、
保険料の上昇を抑制しましょう！！